

○厚生労働省
経済産業省 令第二号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 世耕 弘成

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年
厚生
経済
労働省
産業省 令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～八 「略」

九 法第四十三条第一項第十号に規定する生産

性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項

十 法第四十三条第一項第十一号に規定する附帯する業務に関する事項

十一 法第四十三条第一項第十二号に規定する

改正前

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一～八 「略」

〔新設〕

九 法第四十三条第一項第十号に規定する附帯する業務に関する事項

十 法第四十三条第一項第十一号に規定する中

<p>中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十 八号）第四十条第一項各号に掲げる業務（以 下「情報関連人材育成推進業務」という。） に関する事項</p> <p>十二〜十五 「略」</p>	<p>小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八 号）第四十条第一項各号に掲げる業務（以下 「情報関連人材育成推進業務」という。）に 関する事項</p> <p>十一〜十四 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。